

## 鹿児島市建設工事低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、建設工事請負契約に係る競争入札について、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（以下「最低価格」という。）をもって申込みをした者又は落札者となるべき者（以下「最低価格入札者等」という。）の当該申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする入札方法（以下「低入札価格調査制度」という。）を実施するについて、必要な事項を定めるものとする。

(低入札価格調査の対象工事)

第2条 市長は、次の各号に掲げる建設工事請負契約に係る入札を行う場合において、低入札価格調査制度の対象とすることができるものとする。

- (1) 予定価格が23億円以上の工事
- (2) 令第167条の10の2（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）による入札を行う工事
- (3) 前2号に掲げる工事以外の工事のうち、低入札価格調査制度を適用することが必要であると市長が認める工事

(調査基準価格の設定)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該競争入札に係る予定価格の算出の基礎となった直接工事費相当額に10分の9.7を乗じて得た額、共通仮設費相当額に10分の9を乗じて得た額、現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費相当額に10分の7.5を乗じて得た額の合計額を工事価格で除して得た割合に、予定価格を乗じて得た額とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合には予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、その割合が10分の8に満たない場合には予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、10分の8から10分の9.2の範囲内で定めた割合に、予定価格を乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

3 調査基準価格については、予定価格調書の予定価格が記載された欄の下に、「調査基準価格¥〇〇」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「（調査基準価格の110分の100 ¥〇〇）」と記載しておくものとする。

(失格基準価格の設定)

第4条 総合評価落札方式による入札を行う場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める額（以下「失格基準価格」という。）をあらかじめ定めるものとし、当該申込みに係る価格が失格基準価格未満の者については、低入札価格調査を実施することなく、失格とする。

2 失格基準価格は、当該競争入札に係る予定価格の算出の基礎となった直接工事費相当額に10分の9を乗じて得た額、共通仮設費相当額に10分の8を乗じて得た額、現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額及び一般管理費相当額に10分の5.5を乗じて得た額の合計額を工事価格で除して得た割合に、予定価格を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に認める場合は、別に失格基準価格を定めることができるものとする。

4 失格基準価格については、予定価格調書の調査基準価格が記載された欄の下に、「失格基準価格¥〇〇」と記載し、さらに、当該失格基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「(失格基準価格の110分の100 ¥〇〇)」と記載しておくものとする。

(入札参加者への周知徹底)

第5条 低入札価格調査を行う競争入札の入札参加者に対しては、下記の事項について、制限付一般競争入札にあつては公告に、指名競争入札にあつては指名通知書に記載するとともに、入札執行時においても説明するなど、低入札価格調査制度の周知徹底を図るものとする。

- (1) 低入札価格調査を行う場合の基準を設けていること。
- (2) 調査基準価格未満の価格の入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知の方法
- (3) 調査基準価格未満の価格の入札を行った者（以下「調査対象者」という。）は、最低価格入札者等であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 総合評価落札方式による入札を行う場合においては、失格基準価格を設けていること。
- (5) 調査対象者は、事後の事情聴取等に協力すべきこと。

(入札執行)

第6条 入札執行者は、入札の結果、最低価格が調査基準価格以上の場合には最低価格入札者等を落札者とし、最低価格が調査基準価格未満の場合には、入札者に対して落札決定を「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 契約課長及び低入札価格調査の対象となった工事（以下「調査対象工事」という。）の設計及び施工を担当する課の長（以下「対象工事担当課長」という。）は、調査対象者のうち最低価格入札者等である者に関し、次に掲げる事項の中から必要な項目について事情聴取、関係機関への照会等により低入札価格調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由（工事費内訳書を徴するものとする。）
- (2) 手持工事の状況

- (3) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連等の地理的条件
- (4) 手持資材の状況
- (5) 資材購入先及び資材購入先と調査対象者との関係
- (6) 手持機械数の状況
- (7) 労務者の具体的供給見通し
- (8) 過去に施工した公共工事名、請負金額及び発注者名
- (9) 建設副産物の搬出計画
- (10) 経営内容
- (11) 経営状況（取引金融機関及び保証会社等への照会等によること。）
- (12) 信用状況
  - ア 建設業法違反の有無
  - イ 指名停止等の有無
  - ウ 賃金不払の状況
  - エ 下請代金の支払遅延状況
- (13) その他必要と認める事項

2 契約課長は、前項の低入札価格調査の結果について鹿児島市建設工事低入札価格調査結果報告書（別記様式）を作成し、次条に規定する鹿児島市低入札価格調査委員会に報告するものとする。

（低入札価格調査委員会）

第8条 前条（第10条第2項において準用する場合を含む。）の低入札価格調査の結果に基づき、最低価格入札者等を落札者とするか否かについて審査するために、鹿児島市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 委員長 企画財政局長
- (2) 副委員長 建設局長
- (3) 委員 企画財政局財政部長、対象工事担当課長所管の部長、企画財政局財政部契約課長、企画財政局財政部工事検査課長、対象工事担当課長、市長が必要に応じて指名する局長

3 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が招集する。

4 委員会は、構成委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 委員会の審査結果については、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め意見を聴くことができる。

7 第3項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、持ち回りにより審査することができる。

8 委員会の庶務は、企画財政局財政部契約課で行うものとする。

(最低価格入札者等の落札決定)

第9条 契約課長は、委員会での審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者等に落札決定をした旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。

2 契約課長は、前項の規定により落札決定をしたときは、最低価格入札者等から当該工事の適正な履行に関し誓約書を徴するものとする。

3 契約課長は、最低価格入札者等が第7条に規定する低入札価格調査の実施に応じないとき、又は前項に規定する誓約書を提出しないときは、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものとする。

(次順位者の落札決定)

第10条 契約課長は、委員会での審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又は前条第3項に該当するときは、最低価格入札者等を落札者とせず、次順位者について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続により落札の決定を行うものとする。

(1) 次順位者に係る入札価格が調査基準価格以上であるとき 当該次順位者を落札者と決し、その旨を次順位者に通知し、最低価格入札者等には落札者とし、その他の入札者には次順位者が落札者となった旨を通知すること。

(2) 次順位者に係る入札価格が調査基準価格未満であるとき 当該次順位者について低入札価格調査を行い、委員会の審議の結果、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、次順位者を落札者と決定し、その旨を次順位者に通知し、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、さらに最低価格入札者等及び次順位者以外の入札参加者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者について、申込み価格の低い者から順にこの条に規定する手続を行うこと。

2 前項第2号に規定する手続を行う場合にあつては、第7条及び前条の規定を準用する。

(契約保証金)

第11条 第9条第1項又は第10条第1項第2号の規定により落札者と決定された者（以下「請負業者」という。）との契約については、鹿児島市契約規則第25条に規定する契約保証金は契約金額の100分の30以上とする。

(施工体制の強化)

第12条 請負業者に対して、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 調査対象工事には、専任の主任技術者を配置すること。

(2) 予定価格が1千万円以上の調査対象工事を施工する場合において、契約日の属する年度

及びその前年度に完成した工事に関し、次のいずれかに該当する場合は、配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1人配置すること。

ア 65点未満の工事成績評定を通知された場合

イ 工事請負契約書に基づき修補又は損害賠償を請求された場合

ウ 品質管理・安全管理に関し、指名停止又は書面による警告・注意の喚起を受けた場合

エ 自らに起因して工期を大幅に遅らせた場合

2 第1号及び第2号に規定する措置については、特記仕様書において明示するものとする。

(監督体制の強化等)

第13条 請負業者に対して、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 対象工事担当課長は、請負業者に対して施工体制台帳の提出を求め、必要に応じてその内容についてヒアリングを行うこと。

(2) 対象工事担当課長は、特記仕様書に基づく施工計画書の提出に際し、必要があると認めるときは、請負業者からその内容についてヒアリングを行うこと。

(3) 当該工事に配置された監督員は、調査対象工事に係る監督業務において施工の検査等を実施するに当たっては、立会いすることを原則として、入念に行うとともに、あらかじめ提出のあった施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行い、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴取すること。

(4) 対象工事担当課長は、調査対象工事の完成検査については、工事検査課長に対して厳格に行うよう要請すること。

(5) 対象工事担当課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保を図る観点から、必要があると認めるときは、関係機関の協力を得て施工現場の調査を行うこと。

(6) 第1号及び第2号に規定する措置については、特記仕様書において明示すること。

(指名停止等の措置)

第14条 前条第1号及び第2号に規定する措置は、特記仕様書に記載することにより契約の一部となり、請負業者が施工体制台帳を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合は、契約違反となることから、市長は、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定）第2条別表第1第4号の規定に基づき指名停止の措置を行うものとする。

(入札執行調書への特記)

第15条 契約課長は、委員会での調査審議の結果、調査対象者が落札した場合は、入札執行調書に「低入札価格調査対象工事」と記載するものとする。

(調査基準価格等の公表)

第16条 調査基準価格及び失格基準価格は、落札決定後に公表するものとし、鹿児島市電子入札運用規約（平成20年2月18日制定）第2条第1号に規定する電子入札システム又は

市政情報コーナーにおいて入札結果を記載した書類を閲覧に供する方法により行う。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年12月22日から施行する。

(鹿児島市建設工事低入札価格調査制度試行要領の廃止)

2 鹿児島市建設工事低入札価格調査制度試行要領（平成13年1月1日施行）は廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の際、現に廃止前の鹿児島市建設工事低入札価格調査制度試行要領第6条の規定により低入札価格調査の対象となった工事は、この要領の規定により低入札価格調査の対象となった工事とみなす。

付 則

この要領は、平成18年4月1日以降の入札分から施行する。

付 則

この要領は、平成20年4月1日以降の入札分から施行する。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分について適用し、同日前に行った一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分について適用し、同日前に行った一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分について適用し、同日前に行った一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項ただし書及び第2項の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分について適用し、同日前に行った一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、なお従前の例による。

(適用区分)

3 改正後の第3条第3項及び第4条第4項の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分のうち、工期の末日が令和元年10月1日以降の工事について適用し、工期の末日が同年9月30日以前の工事については、なお従前の例による。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項の規定は、この要領の施行の日以後に行う一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分について適用し、同日前に行った一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る分については、なお従前の例による。